

議案第10号

朝霞市個人番号の利用に関する条例及び朝霞市税条例の一部を改正する 条例

(朝霞市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第1条 朝霞市個人番号の利用に関する条例(平成27年朝霞市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(朝霞市税条例の一部改正)

第2条 朝霞市税条例(昭和30年朝霞市条例第7号ノ2)の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第133条第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月24日提出

朝霞市長 松下 昌代